

## 児童生徒用木製机椅子製作業務 仕様書

### 1 業務名

児童生徒用木製机椅子製作業務

### 2 業務の目的

本市小中学校の児童生徒の机椅子については、全体の約7割が購入より20年を経過し、経年劣化による不具合や破損がみられるほか、机のサイズが旧JIS規格で小さく、GIGAスクール構想における学習端末を使用した授業に不向きであることから、令和5年度より大洲市産木材を活用した机椅子の製作を行っており、引き続き、学習環境の改善や木育・環境教育及びSDGsの貢献を図るものである。

### 3 業務内容

大洲市産木材を仕入れ・加工し、児童生徒用木製机・椅子を製作し、市内小学校に納品すること。

### 4 製作する木製机椅子の仕様等

#### (1) 材料

大洲市産木材を使用すること。使用樹種については参加者が提案すること。

#### (2) 数量

令和8年度 児童生徒用木製机椅子セット 200セット

令和9年度 児童生徒用木製机椅子セット 250セット

#### (3) 木製机椅子の仕様

##### ① 机

###### ア 天板

㊦ W650×D450mm

㊧ 天板の傷耐性を向上させる対策をとること。(集成材加工など)

###### イ 物入

W560×D330×H100mm程度

###### ウ フック

フレームの左右両面に設置すること。丈夫かつ安全性を考慮したものとする。

##### ② 椅子

###### ア 座板

W400×D360mm程度

###### イ 形状

姿勢維持に適した形状や加工にすること。

### ③ 机・椅子共通事項

#### ア 高さ調整

上下可動式高さ調整で、概ね新 J I S 規格 6 号から 2 号まで調整可能なもの。

#### イ 部品交換

品質保持に適した部品交換の方法が検討されており、交換部品の調達、修繕等について対応できるものとする。

#### ウ 重量

机は概ね 10.5 kg、椅子は概ね 5.0 kg とし、できるだけ軽量化を図ること。

#### エ 構造

通常の利用で、転倒、変形及び破損が起こらないよう構造強度をよく検討すること。

#### オ 教室床への対策

机・椅子の脚部が床とこすれて傷をつけたり、大きな音を立てたりしないよう努めること。

#### カ シックハウス対策

塗料・接着剤等に揮発性有機化合物等が含有されている場合は、製品完成後十分乾燥・蒸散に努めること。

#### キ 大洲市産木材使用箇所

下記の箇所については、大洲市産木材を使用すること

机：天板、フレーム、脚部

椅子：背板、座板、フレーム、脚部

### ④ その他

本業務の広報活動や木育に資する取組等にできる限り協力すること。

## 5 実施体制等

(1) 本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、市内事業者の中から優先して選定するように努めること。

## 6 納入先

大洲市内小学校 数校

※ 詳細な内容については、契約締結後に市と受託者が協議し決定する。

## 7 納入方法

(1) 別途指示する納入先に別途指示する高さに調整して納品すること。

(2) 学校の運営に支障が無いよう、搬入すること。

(3) 搬入時に、建物等が汚損又は損傷するおそれがある場合、適切な方法で養生すること。

## 8 保証期間

納品後1年間は保証期間とし、当該期間中に材料及び製作中の欠陥による不具合発生時には、受注者の責任において、新規取替又は補修を無償で行うこと。

## 9 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

※実施計画は2か年を予定しているが、あくまで単年度ごとに契約を締結するものとする。

## 10 委託料の支払方法

### (1) 部分引渡しに係る支払

成果物の一部が完成し、当該部分の引渡しが可能である場合において、当該引渡し部分の検査に合格し、成果物を引渡したときは、部分引渡しに係る委託料の支払を請求することができる。

### (2) 事業完了後の支払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

## 11 その他

(1) 成果物を納品する際に、製作した机椅子の原材料が大洲市産木材であることを証明できるもの（産地証明など）を提出すること。

(2) この仕様書に定めのない事項又は業務遂行に当たり疑義が生じたときは、大洲市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、大洲市の指示するところによるものとする。